

意見公募手続を実施しなかった場合

1 規則等の題名

高知県公安委員会が管理する公文書の開示等に関する規則（平成14年高知県公安委員会規則第3号）の一部改正

2 根拠法令・条項

高知県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年高知県条例第34号。以下「条例」という。）

3 規則等の制定日

令和5年4月1日（土曜日）

4 結果公示の日

令和5年4月1日（土曜日）

5 適用除外条項

高知県行政手続条例（平成7年高知県条例第45号）第38条第4項第8号に該当

6 適用除外の理由

条例の施行により、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）の一部が改正されたことに伴い当然必要とされる規定の整理であることから。

7 規則等の概要

高知県公安委員会が管理する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則
新旧対照表

8 参考資料

9 担当課・連絡先

- 高知県警察本部警務部県民支援相談課
Tel : 088-826-0110（内線2922）

10 備考

公安委員会規則

高知県公安委員会が管理する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年4月1日

高知県公安委員会委員長 小田切 泰禎

高知県公安委員会規則第9号

高知県公安委員会が管理する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則

高知県公安委員会が管理する公文書の開示等に関する規則（平成14年高知県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第6条第1項第2号ウ」を「第6条第1項第2号エ」に改める。

第4条中「警察本部長」を「高知県警察本部長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新旧対照表

新

高知県公安委員会が管理する公文書の開示等に関する規則（抜粋）

（実施機関が定める者）

第2条 条例第6条第1項第2号エの実施機関が定める者は、次に掲げる者とする。

（1）・（2） 略

（委任）

第4条 この規則に定めるもののほか、公安委員会が管理する公文書の開示等に関し必要な事項は、高知県警察本部長が定める。

旧

高知県公安委員会が管理する公文書の開示等に関する規則（抜粋）

（実施機関が定める者）

第2条 条例第6条第1項第2号ウの実施機関が定める者は、次に掲げる者とする。

（1）・（2） 略

（委任）

第4条 この規則に定めるもののほか、公安委員会が管理する公文書の開示等に関し必要な事項は、警察本部長が定める。